

各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局 同時発表

平成 29 年 4 月 20 日
海事局安全政策課
検査測度課
海技・振興課**全国で「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！**

～小型船舶の安全確保に向けて～

国土交通省海事局は、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、本年4月24日(月)から9月29日(金)までの間、小型船舶の海難事故削減に向けた取組みとして、マリーナ・漁港等でのパトロール、リーフレットの配布等による周知・啓発活動を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

我が国の周辺では、毎年2,000隻以上の船舶事故が発生しており、その7割以上が小型船舶によるものです。第10次交通安全基本計画では、我が国周辺で発生する船舶事故を平成32年までに少なくとも2,000隻未満とする目標が掲げられています。

ゴールデンウィーク前から初秋にかけては、例年、小型船舶の事故が多発していることから、平成19年度より「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施しています。昨年度は、全国のマリーナ・漁港等約800箇所で行った周知・啓発活動を実施し、約53,000隻に対する確認を行いました。

記

1. 実施期間

平成 29 年 4 月 24 日 (月) から同年 9 月 29 日 (金) まで

2. 取組み内容

(1) 最近の制度改正や海難対策のポイントを踏まえて、以下について、マリーナ・漁港等でのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発に取り組みます。

<指導内容>

- ① 平成 30 年 2 月 1 日施行のライフジャケットの着用義務拡大の周知
- ② 発航前検査の実施など小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ③ 船舶検査の適切な受検の確認・案内
- ④ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・案内 等

(2) 川下り船について、ライフジャケットの着用等「川下り船の安全対策ガイドライン」に沿ったすべての措置を講じるよう安全指導を行います。

(3) 小型旅客船について、消防設備及びライフジャケットの適切な備付け等に関する安全指導を行います。

3. 実施主体

各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局の職員が、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得つつ、キャンペーンを実施します。

<問い合わせ先> TEL 03-5253-8111 (代表)
海事局安全政策課 坂本、下斗米 (内線 43-536)
検査測度課 猪原 (内線 44-124)
海技・振興課 山岡 (内線 45-316)